

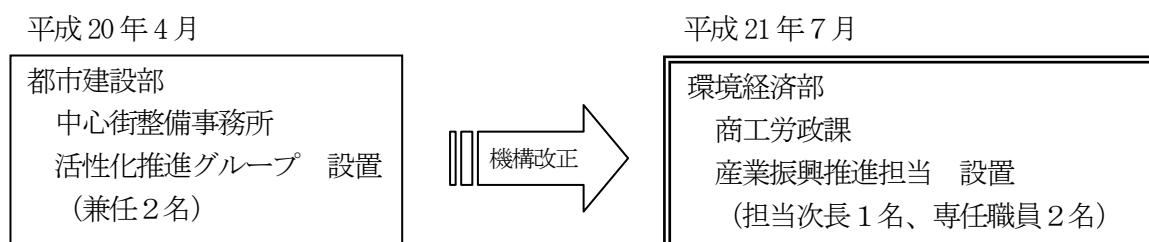
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 東海市における庁内の推進体制について

① 産業振興推進担当(商工労政課内)の設置

都市建設部中心街整備事務所の活性化推進グループにおいて進めていた「中心市街地活性化の推進に関する業務」をより庁内の関係部局や商工会議所との連携を深めるため、平成21年7月1日に組織機構の改正を行い、環境経済部商工労政課に「産業振興推進担当」を設置し、専任職員を配置し、中心市街地の活性化政策を推進している。



東海市中心市街地活性化基本計画策定部会

中心市街地活性化基本計画の策定にあたり、現状把握、課題抽出、計画エリアの設定、活性化事業の抽出等を関係部署の職員で検討する「東海市中心市街地活性化基本計画策定部会」を設置している。

● 基本計画策定部会の構成 (平成22年度体制)

課 名	役 職	備 考
都市整備課	統括主幹	部会長
中心街整備事務所	統括主幹	副部会長
防災安全課	主幹(交通安全・防犯)	
市民協働課	統括主幹	
財政課	主幹(財政)	
企画政策課	主幹(企画調整)	
企画政策課	主幹(政策管理)	
情報課	主幹(IT推進)	
市民窓口課	統括主幹	
子育て支援課	統括主幹	
農務課	主幹(農業振興)	
農務課	統括主幹(農業センター所長)	
生活環境課	主幹(生活環境)	
花と緑の推進課	主幹(公園緑地)	
土木課	主幹(土木)	
社会教育課	主幹(文化振興)	

事務局：商工労政課 産業振興推進担当

◎ 基本計画策定部会の経過

第1回（平成19年7月30日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新法による中心市街地活性化基本計画について ○ 中心市街地のエリアの考え方について ○ 公共事業について
第2回（平成19年10月4日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画策定作業の進め方について ○ 各課提案事業について
第3回（平成19年10月30日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各課提案事業について
第4回（平成19年11月8日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各課からの追加提案事業について
第5回（平成20年2月8日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修会（中小企業基盤整備機構 中心市街地活性化サポート事業）
第6回 平成20年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再開発ビル（駅東、駅西）へ導入する公共施設について
第7回（平成20年3月27日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各課提案事業の実施時期の確認
第8回（平成20年6月25日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 策定部会新年度体制について ○ 平成19年度検討内容についてまとめ（基本計画素案作成）
第9回（平成21年3月17日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市議会「太田川駅前地区公共施設整備特別委員会」及び「東海市中心市街地活性化基本計画策定委員会」での協議内容について
第10回（平成21年11月20日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画策定状況について ○ 公共施設検討ワーキンググループについて
第11回（平成22年5月18日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画策定状況について ○ 公共施設検討ワーキンググループについて ○ 活性化協議会・まちづくり会社について

② 太田川駅周辺公共施設調整会の設置

太田川駅高架下を始め駅周辺で整備が予定される公共施設の基本的事項の検討及び総合調整のため、関係各部次長職による「太田川駅周辺公共施設調整会」を設置し、平成21年8月よりスタートさせている。

また、この調整会で検討される公共施設について関係担当課による検討グループを編成し、詳細事項等の検討を行っている。

◎ 構成メンバー

総務部次長	市民福祉部次長	中心街整備事務所次長	教育委員会次長
企画部次長	環境経済部次長	都市建設部次長	

◎ 検討グループ名

連続立体交差事業、高架下利用	高架下駐輪場	駐車場
駅東商業施設	駅西再開発ビル	まちづくり会社
50m歩道、駅西歩道、駅前広場		

(2) 東海市議会における中心市街地活性化に関する審議又は討議の内容

① 東海市議会における中心市街地活性化に関する質問と答弁(主なもの)

平成18年3月 定例会	<p>質問要旨 今通常国会において、まちづくり三法の改正案が可決されそうだが、市として中心街の活力、にぎわいをつくり出すための具体的な方策について考えは。</p> <p>答弁要旨(市長) 18年度において、新法による中心市街地活性化基本計画の策定を始めて講じていきたいと考えている。</p>
平成18年6月 定例会	<p>質問要旨 市は中心市街地活性化法の改正をどう認識し、どのような中心市街地を想定しているか。</p> <p>答弁要旨(都市建設部長) 中心市街地におけるにぎわいを回復を目指し、将来の市街地構造を整理し、改めて都市機能の集約などの立地方針を含め、市のまちづくりの指針でもある東海市都市計画マスタープランと整合した、中心市街地活性化基本計画を今年度から策定に着手し、中心市街地の活性化に努めていく。</p>
平成19年6月 定例会	<p>質問要旨 東海市らしい、品格のある都市の玄関としてふさわしい整備をやり遂げていただきたい。にぎわい創出のための今後の取組みについて伺いたい。</p> <p>答弁要旨(市長) 中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいるところであり、現在は市の職員による策定部会を設置し、にぎわい・活性化に向けた事業の検討を行っており、今後は民間事業者に対する働きかけを行い、駅周辺の駐車場対策や駅西地区の再開発計画、民間企業が所有する土地利用の可能性や商業施設の誘致、また、循環バス導入などの交通体系の見直しをしたり、街のシンボル、にぎわい拠点となる50m歩道の活用方策など、にぎわい創出に向けた具体的な計画を策定し、東海市の表玄関にふさわしい、にぎわいある街づくりにつなげていきたいと考えている。</p>
平成21年3月 定例会	<p>質問要旨 東海市の産業観光のブランド力を上げていくことについて市の考えは。</p> <p>答弁要旨(環境経済部長) 観光資源の有効活用、新たな資源の開発、またPR等の情報発信については、今後のまちづくりやまちの活性化に不可欠な要素であると考えており、その拠点づくりも重要であるので、太田川駅周辺の中心市街地活性化基本計画の中で本市の観光物産案内の拠点のあり方等について検討している。</p> <p>質問要旨 策定中の中心市街地活性化基本計画の内容と現状は。</p> <p>答弁要旨(中心街整備事務所長) 太田川駅を中心とした中心市街地のあり方、市の目指す姿を定め、それを実現していくための具体的な取組みについてまとめている。 市の表玄関、知多半島の玄関口にふさわしい活力、にぎわいのある中心市街地としていくためには、公共施設整備に加えて商業者を始め、地域住民の方々による各種の仕掛け、取組みが重要となるので、商工会議所と一体となって活性化に関係する団体や地元の方々、学識経験者で組織する基本計画策定委員会に諮りながら、素案をまとめた。</p>

<p>平成22年3月 定例会</p>	<p>質問要旨 基本計画期間の5年を一番効果的な時期にした方がいいと思うが、そのスケジュールと、認定には商工会議所とまちづくり会社が必須となるが、その目途とどのような団体が関わり、どのようなコンセプトで何をするのか具体的な考えは。</p> <p>答弁要旨(市長・環境経済部長) 基本計画の事業のうち、最後に進められる駅西の市街地再開発事業の実施機関に基本計画期間の照準を合わせていくことが適当であると判断している。</p> <p>また、中心市街地活性化協議会の設立は、商工会議所とまちづくり会社の二者が共同で発足させる必要があるので、まずは平成22年度中の会社設立を目指して、4月から商工会議所を中心として本格的な会社設立の事務事業を開始することとしている。</p> <p>基本計画では、公共事業のみでなく、商業の活性化を図る事業、あるいはにぎわいをもたらすイベントなど、様々な事業を盛り込んでいくので、商工会議所、地元住民の方々や事業者等とも、綿密な協議をしながら計画をまとめ、地域市民のニーズに十分こたえられるまちづくり会社の設立のための諸準備を共同で進めていく。</p> <p>さらに、東海市の顔、玄関口としてだけでなく、広く知多半島の玄関口にふさわしい中心市街地にしたいと考えており、このまちづくりが、本市の経済活動を活性化させ、市民全体の生活をも豊かにする起爆剤となることを期待している。</p>
<p>平成22年12月 定例会</p>	<p>質問要旨 50m歩道のコンセプトをどのように打ち出し、また景観等の具体的な整備の方向性やスケジュールはどうか。</p> <p>また、駅周辺に新設する公共施設と将来整備予定の駅西地区の再開発事業などの一体的な活用という面で、50m歩道の位置づけをどのように検討しているのか。</p> <p>答弁要旨(中心街整備事務所長) 50m歩道は東海市の顔にふさわしい美しい都市景観と都市拠点の形成、まちの中心部に花・水・緑をテーマとした潤いあふれる空間の充実などをコンセプトとし、市民や専門家の意見を取り入れ、計画を進めてきた。</p> <p>現在、このコンセプトに景観や環境に配慮し、また都市宣言を具体化するため、緑化や景観に関する専門家に総合監修を依頼しているところで、緑あふれる空間、日常利用からイベント活用まで、そして四季折々において市民の憩いや交流の場となるなど、多様なニーズに対応できる空間として、50年、100年先の将来を見据えた魅力ある空間となるよう、計画をとりまとめている。</p> <p>平成23年度には駅東商業施設の北側部分を、平成24年度には、その東側部分の整備を予定している。また、50m歩道は、にぎわい拠点、周辺施設を結ぶネットワーク拠点となるもので、各種イベントの開催や歴史を感じられる場、歩行者や自転車が安全で安心して利用できる場とするなど、市民が交流・活動・憩う空間として位置づけをしている。</p> <p>このように50m歩道は、歩道としての機能だけではなく、周辺施設と一体となり、太田川駅周辺のにぎわい創出に大きな役割を果たす中心街の核となるものと考えている。</p>

② 太田川駅前地区公共施設整備等特別委員会

平成20年6月24日の東海市議会本会議において、中心市街地の活性化やにぎわいの創出に繋がる太田川駅前地区の公共施設整備に関する事項を調査研究するため、8人の委員をもって構成する「太田川駅前地区公共施設整備特別委員会」が設置された。

平成20年第4回定例会の中間報告を含め、合計15回にわたる委員会協議と先進地視察を経て、平成21年第4回定例会において、公共施設整備の基本的な考えとして最終報告された内容は以下のとおりであった。

太田川駅前地区は、「東海市の玄関」として位置付けられる地区であることから、この地区のポテンシャルを生かした「にぎわいの拠点」づくりを主眼に、駅東西を一体的に捉えそれぞれの施設に特徴を持たせ、若者から高齢者まで幅広い年齢層の市民が集い、市外からも自然に人が集まって来るような、魅力ある公共施設の整備をすることが必要である。

施設の利用者に限らず人が集うには交通の利便性向上が必要であり、鉄道やバスの利用ばかりでなく、とりわけ自家用車を利用するケースが多いと考えられるので、駐車場の整備については景観に配慮するとともに民間事業者の計画等の動向も見極めながら、十分な駐車台数を確保することが必要である。

また、駅西地区の公共施設整備については、現在の文化センターが手狭であることなどから、本市の芸術・文化、ひとつづくりの拠点施設として、大型文化ホールを中心とした複合型施設を建設する必要がある。

なお、大規模な公共施設整備については、費用対効果を十分に考慮し、過度の財政負担にならないよう配慮することや効率的な管理、運営方法等を検討する協議会の設置、また、市民の声を把握して事業に反映させることが必要である等の意見があった。この他に文化ホールの建設自体を見直す必要があるという意見もあった。

東海市議会太田川駅前地区公共施設整備特別委員会報告書 一部抜粋

(3) 地元関係者等による推進体制について

① 東海市中心市街地活性化基本計画策定委員会

東海市の中心市街地活性化の基本的方針や、活性化に資する事業を検討するため、学識経験者・商工業者・観光団体・消費者・地域住民等の代表者で組織した「東海市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を設置している。

● 基本計画策定委員会の構成（平成21年度体制）

学識経験を有する者	星城大学 経営学部教授
商工業者を代表する者	東海商工会議所 中心街等街づくり特別委員会委員長
	東海商工会議所 専務理事
観光団体を代表する者	東海市観光協会 副会長
消費者団体を代表する者	金曜主婦の会
地域を代表する者	ジャンプアップおおた協同組合 副理事長
	大田まちづくりの会 会長
	東海太田川駅周辺土地区画整理審議会 副会長
	あいち知多農業協同組合女性部 大田支部長
市の職員	企画部次長
	都市建設部次長
	都市建設部次長兼都市整備課長

● 基本計画策定委員会の経過

第1回（平成20年9月26日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地活性化法について ○ 東海市中心市街地活性化基本計画の考え方について ○ 民間事業(ソフト事象)の検討
第2回（平成21年1月27日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東海市の目指す中心市街地について ○ 委員からの提案事業について
第3回（平成21年3月25日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画掲載事業のまとめ ○ 活性化の目標(成果指標)について
第4回（平成21年9月25日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画(素案)について ○ 協議会の設立について
第5回（平成22年2月22日）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本計画(素案)修正案について ○ 協議会・まちづくり会社について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 東海市中心市街地活性化協議会準備会

中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会の設立に先立ち、協議会を組織する者である「都市機能の増進を総合的に推進するための調整に適切な者」としてのまちづくり会社が平成23年4月に設立されるまでの間、中心市街地活性化協議会の設立準備会を発足させた。

● 活性化協議会準備会の構成 (平成22年度体制)

	所 属
委 員	東海商工会議所
	星城大学
	ジャンプアップおおた協同組合
	大田まつり保存会
	株式会社どんでん
	大田まちづくりの会
	大田町内会
	ユニー株式会社
	矢作地所株式会社
	名古屋鉄道株式会社
	あいち知多農業協同組合
	東海市観光協会
	東海市
	オブザーバー
(独)中小企業基盤整備機構中部支部	

● 活性化協議会準備会の経過

第1回 (平成22年7月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東海市中心市街地活性化協議会準備会について ○ 東海市中心市街地活性化基本計画の概要について ○ まちづくり会社の概要について
第2回 (平成22年8月4日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目指す中心市街地の姿について ○ まちづくり会社の設立概要案及び事業計画案について ○ 準備会の年間スケジュールについて ○ 東海市中心市街地活性化協議会の組織について
第3回 (平成22年9月2日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ まちづくりの基本コンセプトについて ○ 関係事業者・地元組織のまちづくりの取り組み状況について ○ 東海市中心市街地活性化協議会規約案について
第4回 (平成22年10月13日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50m歩道ワーキンググループ報告 ○ 東海市中心市街地活性化基本計画について ○ まちづくり会社概要と設立スケジュールについて
第5回 (平成22年11月9日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東海市中心市街地活性化基本計画に対する意見書について ○ ワーキンググループの活動について ○ 太田川駅東地区公共施設について

第6回 (平成23年1月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東海市中心市街地活性化基本計画について ○ ワーキンググループの活動について ○ 東海市中心市街地活性化協議会の体制について ○ まちづくり会社設立について
第7回 (平成23年3月22日)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東海市中心市街地活性化協議会について ○ 東海市中心市街地活性化基本計画について ○ 関係事業者・地元組織のまちづくりの取組み状況について ○ まちづくり会社について

(2) 東海市中心市街地活性化協議会（平成23年4月設立）

中心市街地活性化協議会は、東海市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活性を総合的かつ一体的に推進するため、東海市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに、民間事業者が作成する計画について必要な事項を協議し、東海市の発展を図り、市民生活及び経済活性に寄与することを目的とする。

◎ 中心市街地活性化協議会の構成

法的根拠	所 属
15条第1項	東海商工会議所
	株式会社まちづくり東海
15条第4項	ジャンプアップおおた協同組合
	大田まつり保存会
	大田まちづくりの会
	大田町内会
	ユニー株式会社
	矢作地所株式会社
	名古屋鉄道株式会社
	あいち知多農業協同組合
	知多メディアネットワーク株式会社
	東海市観光協会
	星城大学
	日本福祉大学
	東海市
15条 第7・8項	中部経済産業局
	愛知県産業労働部商業流通課
	東海警察署
	(独)中小企業基盤整備機構中部支部
	まちづくりアドバイザー

◎ 活性化協議会の経過

平成23年度第1回 (平成23年4月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化協議会規約について ○東海市中心市街地活性化基本計画の概要について ○活性化事業の進捗状況等の把握について
平成23年度第2回 (平成23年9月5日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画における事業の評価方法について
平成23年度第3回 (平成24年3月16日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画の変更認定について ○東海市中心市街地活性化基本計画における事業の進捗状況の評価について ○東海市中心市街地活性化基本計画の目標値のフォローアップについて ○中心市街地の最近の開発状況について
平成24年度第1回 (平成24年7月20日)	<ul style="list-style-type: none"> ○大型店立地法の特別措置について ○中心市街地の開発状況について ○50メートル歩道の活用について ○観光物産プラザの設置について
平成24年度第2回 (平成25年1月31日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画の変更について ○東海市中心市街地活性化基本計画の目標値のフォローアップについて ○中心市街地の最近の開発状況について
平成24年度第3回 (平成25年3月26日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画の年度目標と結果について ○東海市中心市街地活性化基本計画の目標値のフォローアップ(確定)について ○日本福祉大学の協議会構成員について ○第二種大規模小売店舗立地法特例区域について
平成25年度第1回 (平成25年8月30日)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成25年度中心市街地活性化協議会予定について ○中心市街地活性化基本計画事業主体等の見直しについて ○中心市街地活性化基本計画目標値について ○太田川駅周辺の開発状況について
平成25年度第2回 (平成26年2月21日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画の変更について ○構成員の変更について ○東海市中心市街地活性化基本計画の年度目標と結果について ○東海市中心市街地活性化基本計画の目標値のフォローアップについて ○中心市街地の最近の開発状況について
平成26年度第1回 (平成26年5月12日)	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度中心市街地活性化協議会計画について ○東海市中心市街地活性化基本計画の中間フォローアップについて ○中心市街地の開発状況について ○中心市街地における活性化事業について
平成26年度第2回 (平成27年2月24日)	<ul style="list-style-type: none"> ○東海市中心市街地活性化基本計画の変更について ○東海市中心市街地活性化基本計画のフォローアップについて ○平成27年度東海市中心市街地活性化基本計画事業の目標に

	<p>ついて</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地の開発状況について ○東海市中心市街地活性化基本計画の第2期について
--	--

東海市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 東海商工会議所及び株式会社まちづくり東海は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、東海市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、東海市中心中央町四丁目2番地東海商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、次に掲げる事項に係わる協議を行うことを目的とする。

- (1) 法第9条第1項の規定により東海市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項
- (2) 法第40条第1項の規定により国の認定を受けようとする特定民間中心市街地活性化事業計画について必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(活動)

第5条 協議会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 東海市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画の実施・変更に関し、必要な事項について意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究
- (5) 中心市街地の活性化のための研修会等の開催
- (6) その他中心市街地の活性化に関すること

(構成員)

第6条 協議会は次の者を持って構成する。

- (1) 東海商工会議所
 - (2) 株式会社まちづくり東海
 - (3) 東海市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合、申し出た者は協議会の承認を受けることにより協議会へ入会できるものとする。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、法第15条第4項に規定する者でなくなったとき、又は協議会がなくなったと認めるときは、協議会を退会するものとする。

(委員)

第7条 協議会は、前条に掲げる構成員がそれぞれ指名する委員をもって組織する。

(役員)

第8条 協議会は、会長1名、副会長1名、監事2名を置く。

- 2 会長は東海商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- 6 監事は、総会において委員の中から選任し、又は解任する。
- 7 監事は、本協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第9条 委員・役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 前項に掲げる任期中に変更が生じた場合、当該構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

- 3 委員・役員は、任期終了後においても次期委員・役員が選出されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。
- 3 会長は会議の議長となる。
- 4 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。
- 5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(運営委員会)

第11条 協議会の活動を円滑に推進するため、必要な協議又は調整を行う機関として運営委員会を置くことができる。

- 2 運営委員会の委員は協議会の委員の中から会長が指名する。
- 3 運営委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(ワーキンググループ)

第12条 協議会は、活動の活性化を図るため、必要に応じワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループのリーダーは、協議会の委員の中から会長が選任する。
- 3 ワーキンググループのメンバーは、必要な者をリーダーが選任する。

(タウンマネージャー)

第13条 協議会は、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを置くことができる。

- 2 タウンマネージャーは会長が選任し、各種活動実施にあたり計画・調整・助言等を行う。

(意見聴取)

第14条 協議会は、必要があると認める場合は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の運営に必要な事項は、東海商工会議所が処理する。

(会計)

第16条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第17条 協議会の収入は負担金、運営協力金、寄付金、補助金及びその他による。

- 2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費、調査研究費、謝金その他運営に要する経費とする。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成23年4月26日から施行する。

(3) 東海市中心市街地活性化協議会による意見書（平成23年4月26日）

平成23年 4月26日

東海市長 鈴木 淳雄 様

東海市中心市街地活性化協議会
会 長 根 岸 昭 雄

東海市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき東海市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を下記のとおり提出します。

記

1 意 見

東海市中心市街地活性化基本計画（案）（以下、「基本計画」と略します。）につきましては、概ね妥当なものとは判断いたします。

本基本計画は、「人と人をつなぎ、交流から生み出す にぎわいあふれるまちづくり」を基本コンセプトに掲げています。この理念は、“中心市街地に来る人、または、そこに住む人、一人ひとりにとって、その人その人の求めているものがあるまちを創造する”と謳っており、これらは、中心市街地を活性化の考え方として妥当のものと考えます。

また、活性化目標につきましても、2つの目標、すなわち、居住者に関する目標と来街者に対する目標を掲げて、さらに、それらを数値目標として設定されていますが、数値目標を設定することは、目標進捗評価を行なううえで重要であり、その数値目標も妥当であると判断します。

本基本計画の達成が、中心市街地にとどまらず、東海市全体の将来の活性化に向けた波及効果の可能性とその大きさについても明らかにすることにより、この基本計画の重要性がより増すと考えます。

2 付帯事項

- (1) 本基本計画にある事業の推進のために、各事業主体への全面的な支援の確保を図って頂きたい。
- (2) 本基本計画に記載されなかった事業及び今後検討される新規事業について、重要と判断される事業につきましては、基本計画への柔軟な取り扱いを図って頂きたい。
- (3) 本基本計画の実効性を確保するため、東海市中心市街地活性化協議会を効果的に運用し、多様な主体の合意形成の協議の場として機能強化を図っていきたい。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 地域住民のニーズ等の客観的な把握

① 東海商工会議所 中心街等まちづくり特別委員会

商工会議所において、中心市街地の活性化やにぎわいを創出するための課題等を把握し、商工会議所の役割等を検討するため平成18年度に特別委員会を設置し、開催している。

平成18年度は、市が中心市街地で進めている公共事業等を調査するとともに、中心市街地のあり方等について討議した。

平成19年度からは、中心市街地活性化基本計画について市とともに検討を始め、平成20年度においては、観光協会とも合同会議を開き、中心市街地活性化基本計画の策定について、活性化に資する事業について検討を重ねてきた。

② 中心市街地活性化に取り組む関係者間の合意形成手法等調査事業

平成20年度に、経済産業省による支援事業「中心市街地活性化に取り組む関係者間の合意形成手法等調査事業」を受け、中心市街地の活性化に取り組むため多様な主体との合意形成を行った。

● 本事業の取り組み経過

平成20年12月5日にプレミーティングを開催し、平成21年3月19日の地元関係者を始めとする市民を対象とする報告会の開催までに、2回の現地勉強会と3回の意見交換会や街頭アンケートを実施し、中心市街地のあり方について合意形成を図った。

● 本事業の取り組み体制

本市における合意形成に係る取り組みテーマの内容を踏まえ、都市計画、商業施設設計専門の2人の委員を主担当とし実施した。

庁内の意見交換会においては、中心市街地活性化の主務課である都市建設部中心街整備事務所だけでなく、企画部、都市建設部、環境経済部、総務部、市民福祉部、教育委員会などの幅広い関係各課の参加を求め、庁内の中心市街地活性化に関する合意形成と連携が推進できるよう留意した。

まちづくり関係者との意見交換会や報告会においては、商業活動、まちづくりの実践に係わっている事業者だけでなく、市民、市民団体等のメンバーの積極的な参加を求め、今後のまちづくり参画の機運醸成と意識の高揚を図ることを目指した。

● 報告された専門家の意見

- 土地区画整理事業後の利用計画の適正化にむけて
 - ・ 整備された市街地をいかに活用し、目標像を達成するか
 - ・ 機能と規模と立地の検討が必要
 - ・ 公的施設と商業施設の一体整備
～名鉄やユニーとの連携～

- 強みを活かして集客を望む方策
 - ・ 市内外の交流の場（わざわざやってくる魅力の創出）
～知多半島の玄関口を活かす、道路交通の結節点、農業や特産品を活かす～

- ～絞り込んだテーマ性を持つ～
- ～都市景観の魅力を高める～
- ・人口増に対し生活インフラの整備
- ～市民生活の場、生活センター機能の充実～
- まちづくり会社による中心市街地のタウンマネジメント
 - ・まちづくり会社の役割の明確化
 - ・人材確保や資金計画の具体化
 - ・市内の事業者へ新規事業機会を優先的に提供
 - ・協議会にはより幅広いメンバーが必要（市内事業者や福祉団体など）
 - ・幅広い市民との合意形成、まちづくりへの参加を促す

③ 市民からの意見

募集期間	平成22年12月1日～12月14日
周知方法	市広報紙掲載及び市ホームページ
公開場所	市ホームページ、中心街整備事務所及び商工労政課
付帯資料	東海市中心市街地活性化基本計画（案）
応募者数	2名 9件

(2) 地域ぐるみでの取組み状況

① 大田まちづくりの会

まちづくりには、地域住民が積極的に関わるべきとの思いから、地元有志による「大田まちづくりの会」が行政と意見交換を交えながら活動している。

大田まちづくりの会の目的

太田川駅周辺では、『東海市の顔』となる中心市街地の形成に向けて、土地区画整理事業、市街地再開発事業、連続立体交差事業（鉄道高架事業）が三位一体事業として実施されています。これら事業は順調に進捗し、徐々にまちが生まれ変わりつつある状況となっており、それら都市基盤施設等を活用しながら、具体的なまちづくりを始める時期に差し掛かっています。

東海市の中心市街地にふさわしいまちを実現するためには、建物等の建設といったハードなまちづくりに加え、まちの賑わいを創出するイベントの開催や商店街の集客力を高める様々な取り組みや工夫、あるいは高齢者も安心して暮らすことができるまちづくり等、ソフト面でも様々なまちづくりを進めることが必要となります。

本会は、ハード面でもソフト面でも魅力に満ちた東海市の中心市街地の実現に向け、様々なまちづくり活動を実践していくことを目的とします。

・街並みづくりルール

「東海市の顔」となる中心市街地の形成の実現に向けて、魅力に溢れた商業空間と快適な居住空間の実現を目指すことを目的に、街並みづくりに関するルール（太田川駅周辺地区 街並みづくり協定）を定めている。

協定の実効性を確保するため、「大田街並みづくりルール審査委員会」を設置し、該当区域での建築物の新築や広告物の新設等を行う場合は、事前の届け出を求め、審査を行い

中心市街地の良好な景観形成を推進している。

・新駅舎の検討

新しくなる太田川駅が訪れてもらえるような魅力ある駅となるよう、駅舎の意匠や内容について、名古屋鉄道などに積極的な働きかけをすべきとの声が持ち上がり、委員会を立ち上げ、意見交換会を開催している。

また、これに合わせて駅を中心としたまちのイメージについても熱心に話し合いが行われていて、市民のコミュニティ拠点となるような駅を目指し、高架下の活用などについても地元住民として愛着のあるまちづくりのため様々な意見を出し合い活動している。

② ザ・おおた・ジャンプフェスティバルの開催

中心市街地を中心とした商業者団体「ジャンプアップおおた協同組合」が地元コミュニティとともに、「ザ・おおた・ジャンプフェスティバル」を開催している。

このイベントは、今年(平成22年現在)で25回目の開催となり、子どもから大人まで楽しめる恒例の夏祭りとなっていて今後は、にぎわいの拠点として整備中の50m歩道で開催することを予定している。そのため今から様々なアイデアを採り入れた盆踊りの試行をはじめとして、にぎわい創出につながる企画を生み出し、この現行のフェスティバルの開催を通じて、地元住民とともに模索している。

③ 大田まつりの開催

「大田まつり」は、毎年10月の第1日曜日に行われ、この地に約230年もの歴史がある。

このまつりは、4台の山車を町内に曳きまわし、からくり人形の華麗な妙技を披露するもので、まつりの開催を通して大田のコミュニティ形成に大きな役割を果たしてきた。

こうした、古くからの伝統行事も歴史・文化の観光資源となり、活性化・にぎわいの創出に資することから、新たに再生される中心市街地に取り込む方策を検討している。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 東海市総合計画での位置付け

東海市総合計画は「元気あふれる 快適都市」をテーマに、市民との協働と共創の考えを大切にして、市民が望んでいる「安心」「快適」「いきいき」「ふれあい」「活力」の理念の実現を目指し、生活実感に基づいた市民手作りのまちづくり計画としている。

この総合計画における土地利用計画において、太田川駅周辺を本市の都市拠点とし、居住系・商業系の土地利用を進めることにより都市機能の集積を図っていくこととしている。

(2) 東海市都市計画マスタープランでの位置付け

東海市都市計画マスタープランにおいて以下のように都市機能の集積の促進に関する考えを示している。

以下、都市計画マスタープランの抜粋

Ⅱ. 都市づくりの理念と目標

2. 都市づくりの目標

【元気都市】活力を生み、持続的な発展を支える都市づくり

本市の中央部に位置し公共交通結節機能を有する太田川駅周辺においては、土地区画整理事業、鉄道高架事業等による都市基盤整備を引き続き継続するとともに、市街地再開発事業等により商業機能や居住機能をはじめ様々な都市機能の集積・複合化を進めるなど、本市の顔となる都市拠点（にぎわい拠点）の形成を目指します。

Ⅲ. 将来都市構造

3. 将来土地利用フレーム

(2) 商業地

「都市づくりの目標」に掲げた本市の顔となる都市拠点（にぎわい拠点）の形成や自家用車に過度に頼らないで暮らせる都市を実現するためには、太田川駅周辺の中心市街地をはじめ公共交通での利用がしやすい地区など、多様な世代の人々がアクセスしやすい位置に、日常生活に必要な施設の立地を誘導することが必要です。

以上から、今後の本市における商業地については、

○郊外部での新たな大規模集客施設の立地は抑制し、太田川駅周辺をはじめ各鉄道駅の周辺や住宅団地の中心地区など、既存ストックの活用が可能な地域を中心に商業地の形成や機能充実を図ります。

4. 将来都市構造

(1) 拠点の形成

<日常生活・にぎわいの拠点づくり>

【都市拠点】

太田川駅周辺を都市拠点と位置付け、「にぎわい拠点」として本市の商業業務核にふさわしく、多世代が暮すことのできるまちづくりを展開するとともに、教育・文化機能や福祉機能をはじめ様々な都市機能の集積を進めます。

IV. 都市整備の方針

1. 土地利用の方針

(1) 市街化区域の土地利用方針

① 商業業務地区

太田川駅周辺については、多様な世代が暮らす街なか居住機能を導入するとともに、鉄道高架事業にあわせた駅前広場の整備や歩行者専用道路の整備、コミュニティバスの乗り入れ等により、駅及び駅周辺の利用を促進することで、本市の商業業務核にふさわしく、教育・文化機能、福祉機能をはじめ様々な都市機能の集積を進めます。

このように東海市では、都市計画マスタープランにおいて、中心市街地に都市機能の集積を促進する考えを明確にし、本市の都市整備を推進するものと考えている。

[2] 都市計画手法の活用

中心市街地における都市機能の集積や適切な立地誘導を図ることにより、コンパクトにまとめ、街なか居住を基本とした、歩いて暮らせるまちづくりを進めるものである。

本市の準工業地域については、その地区の設定状況から考え延床10,000㎡を超える大規模集客施設の立地の可能性が低いものと判断し、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区等の都市計画決定については行わないものとし、用途地域の設定、地区計画の設定において、都市基盤整備や本市の実情に応じた土地利用誘導等を活用する。

ただし、将来、状況の変化に応じて周辺自治体とも連携をとりながら特別用途地区等の都市計画決定については検討する。

●用途地域による誘導

本市の都市計画用途地域上の商業地域の29.4%、近隣商業地域の18.6%を中心市街地に設定し、商業機能の集積や土地の高度利用を誘導している。

●地区計画による誘導

土地利用の方針に沿った建築物等の整備誘導を図るため、建築物の用途の制限や容積率及び敷地面積の最低限度等の制限を行う地区計画を設定することにより中心市街地への都市機能の集積を促進する。

●土地利用の方針

A-2地区(駅前広幅員歩道沿道地区)

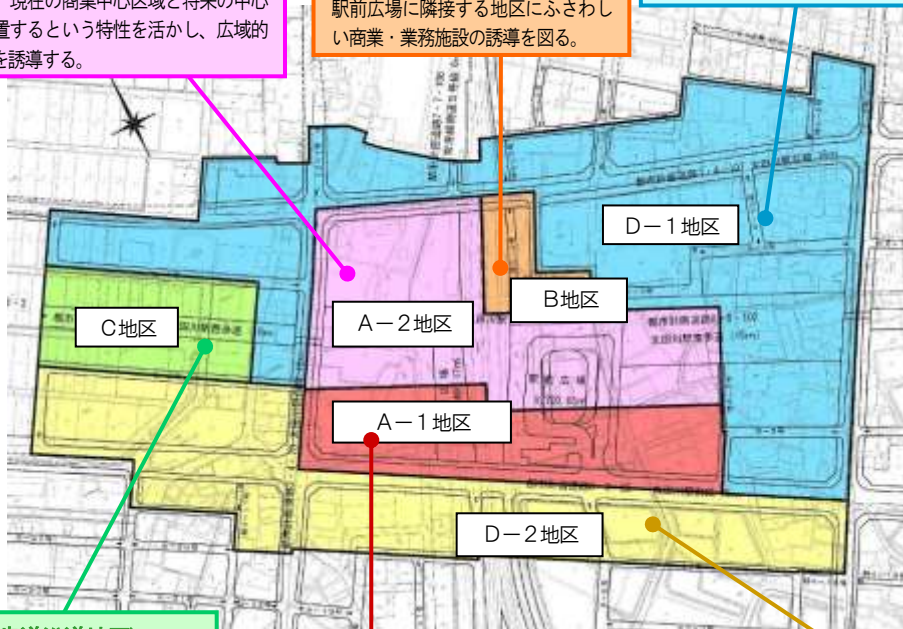
大規模街区が広幅員歩道に面し駅部に最も近接すること、また、現在の商業中心区域と将来の中心区域の間に位置するという特性を活かし、広域的な拠点の形成を誘導する。

B地区(駅東地区)

駅前広場に隣接する地区にふさわしい商業・業務施設の誘導を図る。

D-1地区(駅北・駅東・駅西線沿道地区)

駅前地区に隣接し、その商業機能を補完する商業・業務施設の誘導を図る。



C地区(駅西歩道沿道地区)

歩行者道路軸の太田川駅西歩道に面した地区として、開放感とゆとりに満ちた市街地空間の形成を図る。

A-1地区(駅前南側地区)

大規模街区が幹線道路および駅前交通広場に隣接している特性を活かした都市機能の配置に努め、東海市の顔となる中心市街地にふさわしい土地活用を誘導する。

D-2地区(駅前線沿道地区)

駅前地区に隣接し、かつ幹線道路の太田川駅前線にふさわしい土地利用の促進を図る。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

(1) 中心市街地及における公共施設の分布状況

【駅東地区】

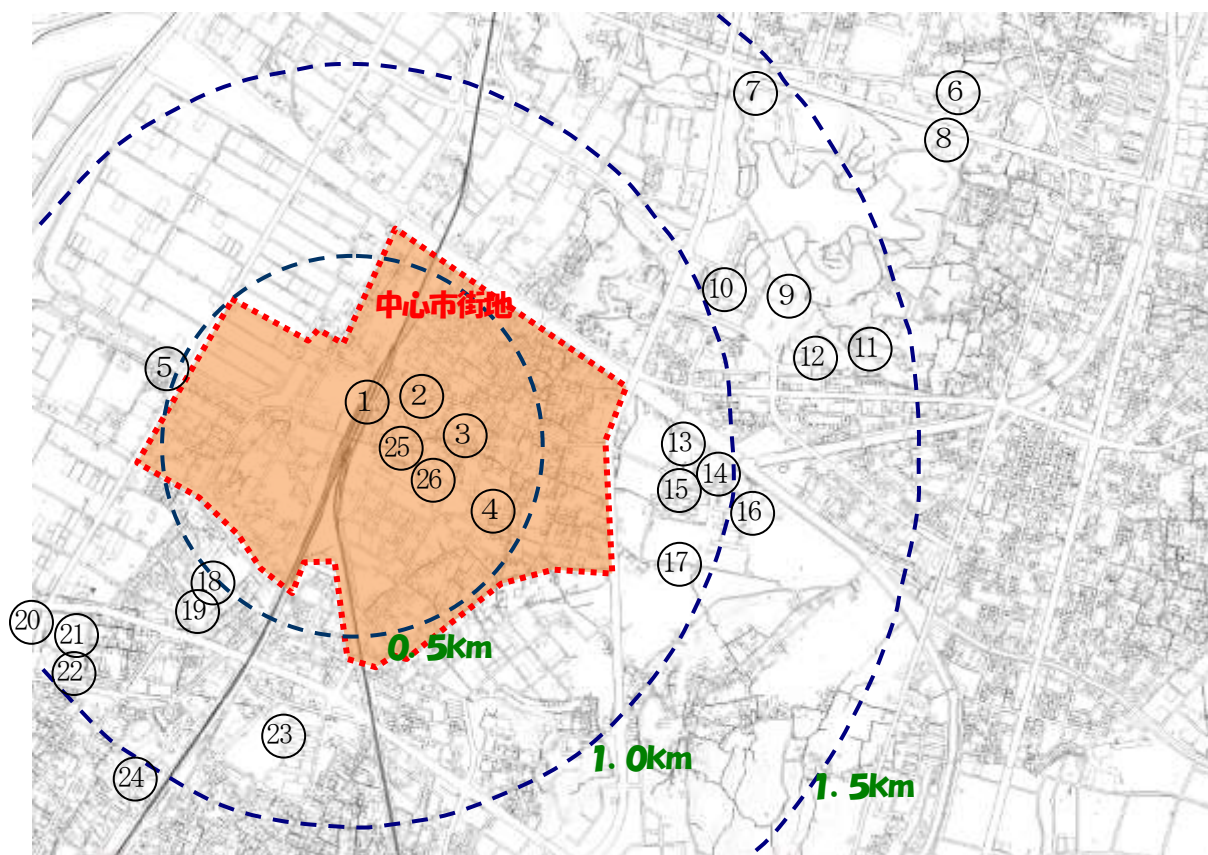
駅東地区には、総合病院である小嶋病院があり、平成23年には市民活動センター・子育て総合支援センターが入る大規模小売店舗(ソラト太田川)がオープンした。

【駅西地区】

駅西地区には、平成14年に閉店したユニーが平成26年頃のオープンを予定しており、平成26年度には建設される市街地再開発ビル内に大ホールや研修機能を備えた公共施設が導入される。

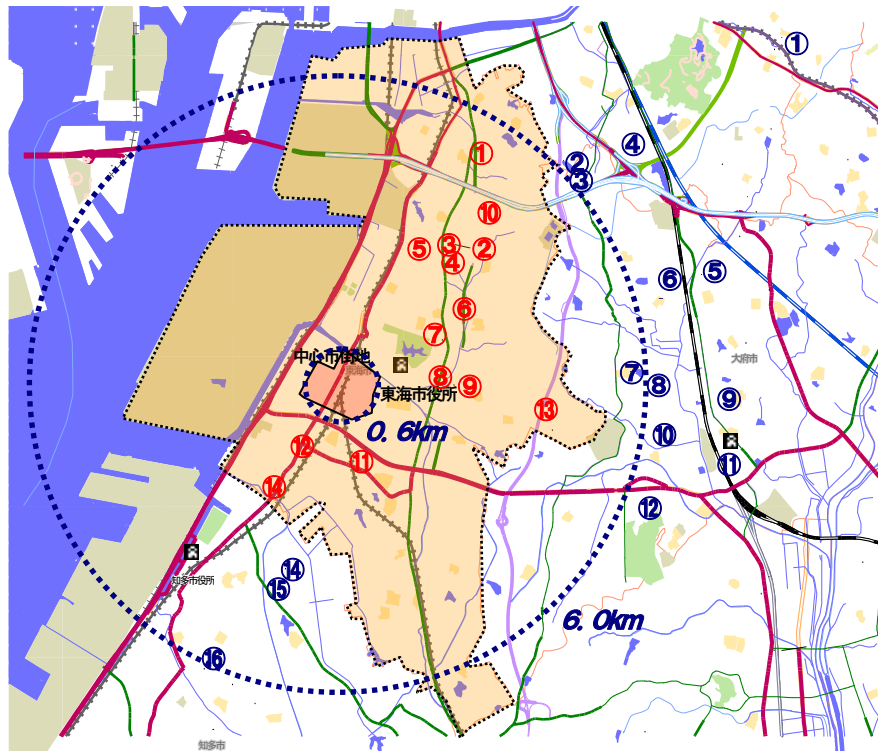
また、太田川駅から徒歩圏内にある公共公益は以下のとおりである。

【中心市街地および周辺の公共公益施設の立地状況】



①	名鉄太田川駅	⑨	市営温水プール	⑰	市立大田保育園
②	小嶋病院	⑩	東海市役所	⑱	東海南郵便局
③	大田町公民館	⑪	市立農業センター	⑲	東海市消防署
④	市立大田児童館	⑫	市立商工センター	⑳	東海警察署
⑤	知多メディアネットワーク株式会社	⑬	市立大田市民館	㉑	東海市民体育館
⑥	市民病院分院	⑭	市立青少年センター	㉒	市立勤労センター
⑦	大池公園管理事務所	⑮	市立大田小学校	㉓	市立横須賀小学校
⑧	市立中央図書館	⑯	県立東海商業高等学校	㉔	市立文化センター
⑫⑮	市民活動センター 子育て総合支援センター	⑳	公共駐車場		

(2) 東海市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況



東海市及び周辺の大規模小売店舗立地状況

	番号	店 舗 名	業 務	店舗面積	延床面積	開店年	場 所
東 海 市 内	①	フィットハウス東海店	専門店	2,577	2,999	H10	名 和 町
	②	エイデン東海店・ヒマラヤ東海店	専門店	6,295	—	H19	荒 尾 町
	③	深谷家具	専門店	3,628	4,133	S46	荒 尾 町
	④	フィールホームタウン	スーパー	2,375	4,291	H9	荒 尾 町
	⑤	アピタ東海荒尾店	ショッピングセンター	19,717	—	H14	荒 尾 町
	⑥	アルペン東海店	専門店	1,778	2,082	H8	荒 尾 町
	⑦	カーマホームセンター東海店	ホームセンター	3,609	7,540	S61	荒 尾 町
	⑧	ヤマナカアルテ東海店	スーパー	2,727	4,439	S49	富 木 島 町
	⑨	子の日家具	専門店	1,082	1,396	S52	富 木 島 町
	⑩	パロー名和店	スーパー	2,870	4,008	H22	名 和 町
	⑪	ヤマナカ高横須賀店	スーパー	1,819	2,478	H10	高 横 須 賀 町
	⑫	横須賀駅西第一ビル	スーパー	4,155	12,035	S57	養 父 町
	⑬	パロー上野台店	スーパー	1,738	2,812	H22	富 木 島 町
	⑭	仙台屋	専門店	1,762	2,170	—	養 父 町
	⑮	ソラト太田川	ショッピングセンター	2,072	—	H23	大 田 町
東 海 市 外	①	イオン有松ショッピングセンター	ショッピングセンター	15,985	—	H17	名 古 屋 市 緑 区
	②	カインズホーム名古屋大高インター店	ホームセンター	11,966	—	H17	名 古 屋 市 緑 区
	③	コープ大高インター店	スーパー	1,515	—	H19	名 古 屋 市 緑 区
	④	イオン大高ショッピングセンター	ショッピングセンター	51,165	—	H20	名 古 屋 市 緑 区
	⑤	マックスパリュ大府店	スーパー	4,432	—	H16	大 府 市
	⑥	ナフコ共和店	スーパー	1,054	1,453	S50	大 府 市
	⑦	カーマホームセンター大府店	ホームセンター	5,148	—	H16	大 府 市
	⑧	アピタ大府店	ショッピングセンター	13,751	29,167	H9	大 府 市
	⑨	ドミー大府店	スーパー	1,707	—	H16	大 府 市
	⑩	フィールキャンパス	スーパー	1,120	1,498	S63	大 府 市
	⑪	大府センター	寄合百貨店	1,462	2,145	S39	大 府 市
⑫	エイデン大府店	専門店	1,985	5,005	H12	大 府 市	
⑬	リソラ大府ショッピングセンター	ショッピングセンター	10,500	—	H20	大 府 市	
⑭	カーマホームセンター知多店	ホームセンター	3,913	4,812	H4	知 多 市	
⑮	フィールアストリー	スーパー	2,586	4,199	H5	知 多 市	
⑯	イトヨーカドー知多店	ショッピングセンター	12,800	33,215	H9	知 多 市	

[4] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地における都市機能の集積にあたっては、中心市街地が本市の都市拠点形成となり、本市各地域と連携した活性化を図るため、以下に示す事業を推進する。

これらの事業を一体的に進め、相乗的な事業効果により中心市街地の活性化を図る。

4 市街地の整備改善のための事業

- 東海太田川駅周辺土地区画整理事業
- 太田川駅東公共施設連絡通路
- 自転車駐車場
- 公園事業(御洲浜公園)(天尾崎公園)
- 駅前広場(駅西)整備
- 50m歩道整備
- 駅東歩道整備・駅西歩道整備
- 市街地再開発事業(駅西地区)
- 名古屋鉄道常滑線等(太田川駅付近)連続立体交差事業

5 都市福利施設を整備する事業

- 太田川駅西地区文化施設整備(駅西再開発ビル内)

6 居住環境の向上のための事業

- 市街地再開発事業(駅西地区) 再掲

7 商業の活性化のための事業

- 大規模小売店舗立地法の特例区域設定の要請
- 駅西地区商業施設誘致事業
- 中心市街地エリアマネジメント事業

8 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- 駅前広場(駅東)整備
- 名古屋鉄道常滑線等(太田川駅付近)連続立体交差事業 再掲
- 地域公共交通確保維持改善事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

○ 地域公共交通確保維持改善事業

中心市街地の衰退と相まって、路線バスの路線数・運行回数が減少している。

この路線バス網の衰退は、市街地のスプロール化や中心市街地の衰退の原因となったモータリゼーションの進展によるものと考えられる。

こうした車を中心とした都市構造となっている現状において、本市においても高齢化が進み、自家用車などの移動手段を持たない高齢者などのいわゆる交通弱者が増加しており、市民の足としてのコミュニティ循環バスの充実が求められている。

現在、東海市のコミュニティ循環バスである「らんらんバス」は平成16年度から本運用を始めて、当初は順調に利用者数が増加したがここ数年は頭打ちになっている。

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
利用者数 (人)	186,229	197,597	209,371	208,168	212,316	204,611

こうした中で太田川駅の高架化、駅前広場の整備に合わせ、らんらんバスの運用について、より駅利用の利便や市民の足としての充実を図るため、これまでのノウハウを活かしつつ路線等の計画見直しを行う。

平成22年に新規路線・運行回数等を検討して、平成23年から25年までの3カ年に試行運転を行い、再生する中心市街地と市内とを効率的に結び、中心市街地の活性化を図ると共に、それが市域全体に波及することを図っていく。

○ 東海市観光協会とまちづくり会社の連携

観光の振興は中心市街地の活性化・にぎわい創出に欠く事のできないものであると認識し、本市にある観光資源を発掘するとともに、そうした観光資源をどのように活かしていくかが課題であることから、まちづくり会社に東海市観光協会を置くこととする。

例えば、平成21年において、大田地区で開催されている4台の山車を曳きまわす「大田まつり」の開催にあわせ、鉄道会社が駅を起終点にしたウォーキングを開催したところ、6,000人強の参加者が集まり、例年にないにぎわいを見せていた。

このような事例のように個々の事業や地域資源との相乗効果を出していくため観光協会とまちづくり会社との連携を強化するものである。

また、本市の臨海部に立地する鉄鋼関連の企業には、県の内外から多くの見学者が訪れているが、市内の観光コンテンツが充実していないためこうした人々を中心市街地への誘導ができていない。今後はこうした臨海部鉄鋼関連企業の見学者等を中心市街地に呼び込み、活性化・にぎわいの創出に繋がるよう産業観光の観点から事業を展開していく。

○ ザ・おおた・ジャンプフェスティバルの開催

太田川駅東に整備される50m歩道は、本市のにぎわいの拠点としてシンボリックな空間となる。この50m歩道をいかに活かすかが、中心市街地の活性化を左右するものである。

こうした認識のなか、現在、地元商業者団体である「シャンアップおおた協同組合」は、毎年開催する「ザ・おおた・ジャンプフェスティバル」を、整備される50m歩道で開催することを計画している。また、その他ののにぎわい創出につながるイベントについても検討しており、様々な企画を試行している。

例えば、50m歩道は総合病院に隣接するため、夜間のイベントには音対策が必要と考え、今年のフェスティバルでは、盆踊りの音楽をFMで聴きながら踊り、会場には音を出さない「無音盆踊り」を試行した。この試みは多くのマスコミにも取り上げられ全国に反響を呼んでいる。その他にもこうした試みを続け再生する中心市街地の活性化・にぎわいの創出に資することを図っている。

～「ザ・おおた・ジャンプフェスティバル」～

- ・平成22年開催で、第25回目の開催となった。
- ・大田コミュニティー夏祭り盆踊り大会と共催し、無音盆踊りを試みた。
- ・大道芸、児童絵画などの展示、各種ゲームを行っている。

[2] 都市計画との調和等

(1) 東海市総合計画での位置付け

東海市総合計画は「元気あふれる 快適都市」をテーマに、市民との協働と共創の考えを大切にして、市民が望んでいる「安心」「快適」「いきいき」「ふれあい」「活力」の理念の実現を目指し、生活実感に基づいた市民手作りのまちづくり計画としている。

この総合計画における土地利用計画において、太田川駅周辺を本市の都市拠点とし、居住系・商業系の土地利用を進めることにより都市機能の集積を図っていくこととしており、本基本計画と調和している。

(2) 東海市都市計画マスタープランでの位置付け

東海市都市計画マスタープランは、上位計画である「東海市総合計画」で示した太田川駅周辺を東海市の都市拠点として整備を進めることや、知多都市計画区域マスタープランの都市計画目標である「都市機能の立地・誘導に向けた目標」の中での都市活動を支える都市拠点として位置付け、公共交通の利用者や地域の住民が利用できる都市機能の集積をめざす地区とされており、本基本計画と調和している。

(3) 都市再生整備計画での位置付け

都市再生整備計画(太田川駅周辺地区)の計画区域の整備方針は以下のような目標を設定している。

目標：人と環境にやさしいまちづくりとにぎわい創出に向けた中心市街地の形成

- ・駅前を中心とした、安全・安心で利便性の高い都市拠点の形成
- ・健康で快適に暮らせる、人と環境にやさしい都市の形成
- ・持続可能なにぎわい創出に向けた下地づくり

このように都市再生整備計画の整備方針は、本基本計画と調和している。

[3] その他の事項

先導的都市環境形成計画（平成21年3月）

集約型都市構造の実現に資する拠点的市街地などにおいて、地区・街区レベルにおけるエネルギーの面的利用の促進、民有地などを活用した緑化の推進、公共交通を中心とする都市交通整理事業等基盤整備事業が進められている太田川駅周辺地区を対象として、環境に配慮したまちづくりを目指し、先導的環境形成計画に向けた基本計画の策定を行った。

先導的環境都市としての環境像

太田川・エコMY広場

～エコロジーと都市空間の総合駅を目指して～

エコモビリティ（環境にやさしい交通拠点）

太田川地区は、交通結節点であり、名鉄河和線、常滑線の分岐点であるという位置的特性、土地区画整理事業、連続立体交差事業、再開発事業によって効率的で新しい市街地がこれから形成されるというタイミングを活かすために、エコモビリティという機能を強化します。

エコミュージアム（環境を学ぶ拠点）

太田川地区の環境に対する取り組みは市内全域に浸透させていく必要がある。このため、“どこが環境に配慮しているのか？”、“この電気はどうやって発生させているのか？”といった仕組みがわかる、また、その仕組みを市内の他地区に応用するための学習できる空間になっていく。

エコガーデン（緑のさわやかさを感じる交流拠点）

緑は人々にやすらぎや潤いを与えるだけでなく、CO₂を吸収し、ヒートアイランドを抑制する力がある。公共空間の緑化を進めるとともに、民地における緑化を住民との協定などを活用して促進することで、緑あふれるまちを形成する。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針に記載 3. 中心市街地の活性の目標に記載 東海市の中心市街地が目指す基本方針は、国の基本方針の内容と適合している。
	認定の手続き	9. [2] 中心市街地活性化協議会に関する機構に記載予定 本基本計画の内容については、東海商工会議所及び東海市中心市街地活性化協議会設立準備会と協議を行い、議論・意見調整を図った。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域に記載 中心市街地の位置及び区域は、中心市街地の各要件を満たしている。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載 庁内の推進体制や中心市街地活性化協議会設立準備会との関係、現状分析や各種事業との連携・調整に充分に取り組んでいる。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載 東海市マスタープランにおいて、中心市街地活性化とコンパクトなまちづくりに取り組むことが明確になっている。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載 第5次東海市総合計画や東海市マスタープランなどと整合を図っている。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4.～8.に記載 「街なか居住の推進」及び「来街者の回遊性の拡大」の2つの目標の達成に必要な事業を位置づけている。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	3. 中心市街地の活性化の目標に記載 記載している各種事業の実施が、数値目標の達成に寄与していることを合理的に説明している。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	4.～8.に記載 概ねの事業において、事業主体が特定されている。
	事業の実施スケジュールが明確であること	4.～8.に記載 全ての事業について、事業期間内に完了または、着手できる見込みである。